

職長等能力向上教育

5年以上の職長
経験者の皆様へ

講座のご案内



指導力
思いやり
調整力

悩みは成長の
チャンス！
少し立ち止まって
「能力向上
教育講座」で
学びませんか

提案力
教育力
監督力
コミュニケーション力
問題への対応力



現場の中心的役割を担う職長になり
経験を積んできたものの、
皆さん悩みがいろいろあるようです。

最近、
作業員の士気が
上がらなくて…

関係者への
連絡調整が
どうも苦手だなあ

上から効率アップを
求められているけど
どうすればいいの？

苦労かけてるな。
なんとかしないと

管理者

職長の悩み

受講してみよう

悩みの解決に向けて
ヒントが見つかりそうね

そして受講後…

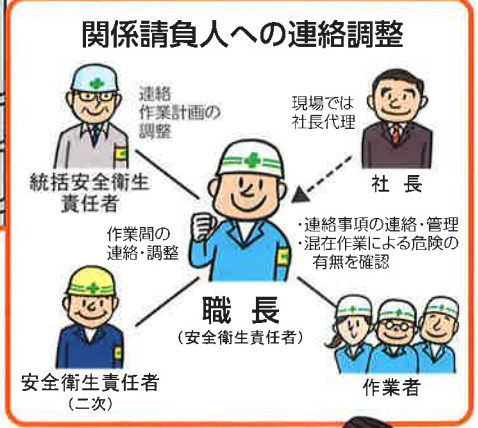
初心に戻って視界が開けた感じ。
工夫や改善のアイデアも出てきたぞ！

さあ、みんなぞ頑張ろう！



リスクアセスメントや
ヒューマンエラー
防止活動についても
学んでいきましょう。

講座では知識の再確認をし、
労働災害の現状など
最近の動向を紹介します。



ほほう。
職長に勤めて
みようか

労働局長登録教習機関
キャタピラー教習所株式会社

本社：〒252-5292 神奈川県相模原市中央区田名3700番地

お問い合わせは電話またはwebで!! [キャタピラー教習所](#) [検索](#)

- 技能講習・安全教育のご用命は当社まで
- 北海道教習センター：011-795-7022
 - 青森教習センター：017-737-3722
 - 宮城教習センター：0223-29-9911
 - 埼玉教習センター：048-572-1177
 - 相模原教習センター：042-769-7103
 - 新潟教習センター：025-232-2126
 - 東海教習センター：054-641-7010
 - 静岡教習センター：0532-65-5151
 - 名古屋教習所：0567-66-0151
 - 北陸教習センター：076-258-2302
 - 近畿教習センター：072-641-1121
 - 茨木教習所：078-641-1121
 - 大阪南教習所：0725-56-6373
 - 和歌山教習センター：073-455-3377
 - 兵庫教習センター：0794-67-2211
 - 岡山教習センター：086-272-0001
 - 広島教習センター：0829-34-3011
 - (九州地区)
 - 福岡教習センター：092-824-1455
 - 北九州会場：093-671-4426
 - 佐賀教習センター：0952-68-2133
 - 長崎教習センター：0957-25-3735
 - 熊本教習センター：096-232-9775
 - 大分教習センター：097-573-5955
 - 宮崎教習センター：0985-78-3500
 - 鹿児島教習センター：0995-62-7575



5年以上、職長に従事されておられる皆さまへ 能力向上教育のご案内です!

キャタピラー教習所では、職長・安全衛生責任者教育を受講頂いた方々を対象に、能力向上教育の講座をご案内しております。

平成29年2月20日付 基発0220 第3号にて、厚生労働省労働基準局長より建設業における労働災害防止を推進する上で、安全衛生教育推進要綱に基づき建設業に従事する職長及び安全衛生責任者の能力向上教育の受講を要求されています。

これは監督者(職長・班長・代理人・世話人等)の方へ、法定の「職長等の教育」(労働安全衛生法第60条)を修了後、定期的(5年毎)に再教育を行うことで、さらなる能力のレベルアップを図り、現場での活躍に繋げていただくことを目的としています。

あなたも能力向上教育の講座を受講して、現場のスペシャリストを目指しませんか?



能力向上教育 カリキュラム

建設業



科目	範囲	時間
職長等及び安全衛生責任者として行うべき労働災害防止に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ◎建設業における労働災害発生状況 ◎労働災害の仕組みと発生した場合の対応 ◎作業方法の決定及び労働者の配置 ◎作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法 ◎異常時等における措置 ◎安全施工サイクルによる安全衛生活動 ◎職長等及び安全衛生責任者の役割 	120分
労働者に対する指導又は監督の方法に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ◎労働者に対する指導、監督等の方法 ◎効果的な指導方法 ◎伝達力の向上 	60分
危険性又は有害性等の調査等に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ◎危険性又は有害性等の調査の方法 ◎設備、作業等の具体的な改善の方法 	30分
グループ演習	以下の項目のうち1以上について実施すること <ul style="list-style-type: none"> ◎災害事例研究 ◎危険予知活動 ◎危険性又は有害性等の調査及び結果に基づき講ずる措置 	130分

たゆまぬ研鑽を積み、さらなる職長能力をステップアップ!